

自然科学研究機構分子科学研究所規則

平成16年4月1日
分研規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第16条の規定に基づき、自然科学研究機構分子科学研究所（以下「研究所」という。）の内部組織について定めるものである。

(研究部門)

第2条 通則第46条第1項各号に定める研究所の研究領域に、次の表に掲げる研究部門を置く。

研究領域の名称	左欄の研究領域に置く研究部門の名称
理論・計算分子科学	理論分子科学第一 理論分子科学第二 計算分子科学 ※理論・計算分子科学
光分子科学	光分子科学第一 光分子科学第二 光分子科学第三 ※光分子科学第四
物質分子科学	電子構造 電子物性 分子機能 ※物質分子科学
生命・錯体分子科学	生体分子機能 生体分子情報 錯体触媒 錯体物性 ※生命・錯体分子科学
備考 ※印を冠する研究部門は、客員研究部門とする。	

2 通則第46条第3項の規定により、前項に定める研究部門のほかに、研究所長直属の研究領域に属さない次の研究部門を置く。なお、当該研究部門における研究及び研究指導に関しては、研究総主幹が総括し、及び調整する。

一 特別研究部門

二 社会連携研究部門

(研究施設)

第3条 通則第46条第2項の規定により、研究所に置かれる研究施設の組織及び運営については、研究所長が別に定める。

(室)

第4条 研究所に、研究領域及び研究施設の研究・実験活動を支援するために、安全衛生管理室を置く。

2 室の組織及び運営については、研究所長が別に定める。

(研究顧問)

第5条 研究所に、研究所の研究活動に関して指導、助言を受けるため、研究顧問を置く。

2 研究顧問に関し必要な事項については、研究所長が別に定める。

(運営顧問)

第6条 研究所に、研究所の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、研究所長の諮問に応じるため、運営顧問を置く。

2 運営顧問に関し必要な事項については、研究所長が別に定める。

(教授会議)

第7条 研究所の研究及び運営に関する事項について研究所長を補佐するため、分子科学研究所教授会議を置く。

2 分子科学研究所教授会議の組織運営に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 次の規則は、廃止する。

一 自然科学研究機構分子科学研究所錯体化学実験施設規則（平成16年分研規則第15号）

二 自然科学研究機構分子科学研究所錯体化学実験施設運営委員会規則（平成16年分研規則第16号）

附 則

1 この規則は、平成25年10月28日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

2 自然科学研究機構分子科学研究所広報室規則（平成19年分研規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。